

第2部

関東食料・農業・農村の動向

管内における特徴的な動き（トピックス）

1 食料自給率の向上に向けた管内の取組

政府は、食料の安定供給確保のため、食料・農業・農村基本法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」（17年3月25日閣議決定）において、27年度にカロリーベースで食料自給率を45%、生産額ベースで76%とする目標を掲げ、食料自給率の向上に向けた各種施策を推進しています。

関東農政局では、18年4月、農政事務所に新たに設置された農政推進課とともに、17年度に引き続き、意見交換会の開催、広報活動等の取組を通じて、地産地消、食育、学校米飯給食、米粉の普及、飼料増産・食品残さの飼料化などの食料自給率の向上に向けた取組に対する国民の理解醸成に取り組みました。

他方、管内都県においても、17年度に県が自ら定めた農業振興ビジョン等（以下「県ビジョン」という。）がおおむね5年を経過することなどから見直し策定が進み、18年3月末現在、管内の食料自給率目標等設定都県は6都県となりました。これらの県においては、県ビジョンの実現に向けて、推進体制の整備・強化が図られるとともに、積極的な取組が展開されています（本文P.59参照）。



国民各層との意見交換
「関東の食と農業・農村を語る
車座座談会」
（群馬県・前橋市、19年1月）



さいたま新都心合同庁舎食堂
での米粉パンの試験販売



食事バランスガイドの普及啓発活動
「フードシステムソリューション2006」
（東京ビッグサイト、18年9月）



地元消費者で賑わう直売所
「フレッシュショップふくざわ」
（神奈川県・南足柄市）

2 農業体験、調理体験の推進

農林漁業や地域の食文化に関する体験活動は、自然の恩恵を受けて生産する農林水産業への理解に根ざした食育の推進とともに、消費者・生産者間での体験交流に伴う地域の活性化や失われつつある特色ある地域の食文化の承継が期待されます。そこで、「食育推進基本計画」（食育推進会議18年3月策定）において、「一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加」が目標に掲げられました。

関東農政局では、食品の生産、加工・流通、消費の各段階で生産者、事業者、調理師、栄養士等と連携し、生産・流通現場の見学をはじめとした食に関する体験や子どもを中心とした農林漁業体験等の生産者と消費者との交流活動の実施を通じて、食に関する理解の促進に努めています。

平成18年6月には、埼玉県熊谷市において生産者、JA、熊谷市等との共催で、「親子で小麦収穫体験と熊谷産地粉うどん打ち体験」を実施しました。

工程としては、①鎌を使った小麦の収穫体験、大型コンバインでの収穫作業やカントリーエレベーターの見学、②うどん玉を作り、寝かせる、③うどん玉をのす・切る、④うどんをゆでる、という収穫から調理までの一連の作業を親子で行いました。



カントリーエレベーター見学

参加者の子ども達からは、「うどん打ちの体験が楽しかった。自分で作ったうどんはおいしかった。コンバインが動いているところは初めて見て驚いた。教科書で見ると実際見るのではインパクトが違う。」などの感想が述べられました。また、保護者からは、「カントリーエレベーターや大型コンバインを初めて見て驚いた。子どもと一緒に収穫から調理までできて大変良かった。これからもこのような機会をつくってほしい。」等の感想が述べられました。

関東農政局では管内において、このような体験機会を18年度36回実施し、受入可能機関の掘り起こしに努めています（本文P.78参照）。



鎌を使った収穫



うどん打ち

第1部 第1章 第1部 第2部 トピックス 第2部 第1章 第2部 第2部 第2部 第3章 第2部 第2部 第3章 巻末参考

3 品目横断的経営安定対策の19年産秋まき麦作付け農家の加入申請状況

品目横断的経営安定対策（以下、「本対策」という。）は、これまでのすべての農業者を一律的に対象として個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、19年産から、意欲と能力のある担い手（認定農業者や集落営農組織）を対象を限定し、その経営の安定を図るために新たに設けられた施策です。本対策は、すべての農産物を対象とするものではなく、土地利用型の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象とし、「生産条件不利補正対策」と「収入減少影響緩和対策」の2種類の補てん支援があります。

18年9月1日から11月30日まで、19年産の秋まき麦を作付ける担い手で「収入減少影響緩和対策」に加入する方を対象として、加入申請を受け付けました。

それまでの各地域での行政・農業関係団体が一体となった熱心な取組により、加入申請は、関東農政局管内で4,092経営体（認定農業者3,731経営体、集落営農組織361経営体）、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付計画面積で3万haとなりました。

今回の加入申請は、19年産秋まき麦を作付ける者が対象であったことから、麦の主産地である北関東の各県で加入申請者数が多くなっています。

加入申請の手続きにつきましては、関東農政局のホームページのうち、「品目横断的経営安定対策加入申請のページ」をご覧ください（本文P.139参照）。

パンフレット「品目横断的経営安定対策とは？」より

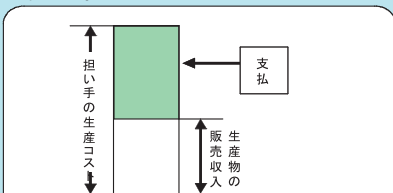
支援の内容

2種類の補てんが受けられます。

- ① 諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん
（生産条件不利補正対策）

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

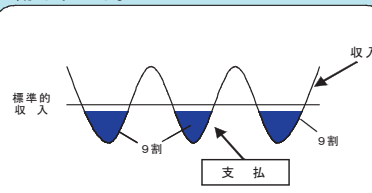


担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。
 （生産者ごとの過去の生産実績（平成16～18年産）に基づく支払と、毎年の生産量・品質に基づく支払の両方で、補てんします。）

- ② 収入の減少の影響を緩和するための補てん
（収入減少影響緩和対策）

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減取額の9割を補てんします。
 （生産者から一定の拠出が必要です。）

なお、19年4月からは、①19年産米・大豆を作付ける担い手の方、②19年産秋まき麦を作付けて収入減少影響緩和対策に加入せず生産条件不利補正対策に加入する方の加入申請の受付を始めています（20年産秋まき麦については、19年6月から加入申請の受付を始めています）。



加入申請の受付風景

4 国営総合農地防災事業 大里地区の完工

400年にわたり築かれた「大里用水」を次世代へ引き継ぐ

大里地区は、埼玉県北部、荒川の中流域に広がり、熊谷市ほか3市にまたがる大里用水を基盤とした受益面積約3,800haの地域です。

大里用水の歴史は、今から400年ほど前、荒川に水田かんがい用として「奈良堰」を造ったのが始まりとされ、以来、次々と計6つの「堰」が造られ、水量の豊富な荒川の恵みを得た大里地区は豊穰な大地となりました。

先人の偉業により造られたこれらの堰は、長い歴史のなかで洪水によって堰が流されることも度々あり、また、干ばつによる水争いも絶えませんでした。このようなことから、安定的に用水を供給するため、昭和14年、6か所の堰を統合した大規模かつ強固な「六堰頭首工」(頭首工：河川を堰き止めて農業用水を用水路へ引き入れるための施設)が完成しました。これにより、洪水等による被害が減少し、安定した米づくりができるようになりました。

しかしながら、六堰頭首工も築造以後60年余りが経過し、その長い年月のなかで老朽化が進むとともに、荒川の河床低下により堰の安全性が大幅に低下してきました。また、都市化の進展に伴う生活雑排水の混入により、農業用水の水質が悪化するとともに、荒川の河床低下等による湧水の減少に伴い、地下水の利用が増加し地盤沈下の恐れが生じるなど、安定した農業経営が困難な状況となってきました。

そこで、農業経営の安定と国土の保全を図ることを目的として、平成6年度から国営総合農地防災事業「大里地区」を実施し、六堰頭首工の改築を含む本地域全体にわたる用水路の抜本的改修により水利施設の機能回復、災害の未然防止、また、簡易浄化処理施設の新設により農業用水の水質改善等を図りました。

事業概要	
受益市町村	熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市
受益面積	3,820ha
事業実施期間	平成6年度～18年度
総事業費	405億円
主要工事	頭首工1か所、 幹線導水路9.4km、幹線用水路37.6km

今後は、清流“荒川の恵み”を生かし、米麦二毛作を軸として首都圏の大消費地に隣接する地の利を生かした都市近郊型農業の一層の推進を図るとともに、自然環境の保全、地域振興、学習・地域交流の場の提供など多面的機能の発揮にも配慮しつつ、我が国有数の食料生産基地へと発展することが期待されています(本文P.267参照)。

第1部 第1章 第1部 第2章 第1部 第3章 第2部 トピックス 第2部 第1章 第2部 第2章 第2部 第3章 巻末参考



改築前の六堰頭首工

六堰とは、荒川から取水する六つの用水の総称で、幾多の洪水による取水位置の変更、長年繰り返された水争いに終止符をうつべく、昭和14年に県営事業により完成した。

新頭首工完成後、旧頭首工は撤去している。



改築後の六堰頭首工

約100m下流に改築した現在の六堰頭首工。5年の歳月をかけ15年3月に完成した。



環境に配慮した水路改修

水路改修に当たっては、熊谷市（旧江南町）の「ホテルの保護に関する条例」に基づき、生物多様性・生態系を保全できるよう、自然石・捨石護岸とした。



市民に親しまれる水路

水路は下段に農業用水路、上段に親水水路の2階建て構造として整備した。

市民のオアシス“星川”として、「うちわ祭り」、「とうろう流し」、「だるま市」等の場として親しまれている。

5 国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰式及び意見交換会の開催

生産技術の向上と農業経営改善のための創意工夫を意欲的に行うことによって、他の模範となり、国営土地改良事業及び営農の推進に著しく功績のあった方々の表彰式（関東農政局長賞）が、平成19年2月1日に行われました。

式典では、受賞者の功績の紹介、関東農政局長による表彰状・記念品の授与が行われ、その後、受賞者、各県担当者、関係土地改良区や農政局の担当者による活発な意見交換が行われました（本文P.270参照）。



受賞された方々の功績概要は次のとおりです。

○ふるさと・にしなす産直会(栃木県那須塩原市)【国営総合農地開発事業 那須野原地区】

事業により安定した用水が確保されたことを契機に産地直売組織を設立し、産地直売や農村レストランという新たな販路を開拓するとともに、農家間の土地利用・作物体系を調整し、安定した生産・販売体制を確立するなど、地域農業の発展に貢献されました。



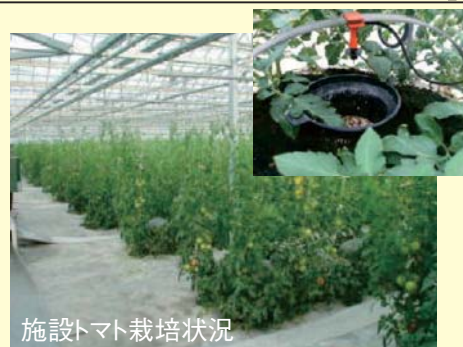
○柴田忠雄氏(埼玉県熊谷市(旧江南町))【国営総合農地防災事業 大里地区】

事業により安定した用水の確保と水管理労力の節減が図られたことを契機に、新規作物としてブルーベリーを導入し、栽培方法の確立や販路を開拓するとともに、集団転作による効率的な水田農業を実践し、集落営農組織の設立にも尽力するなど、地域農業の発展に貢献されました。



○農業生産法人佐東ファーム(静岡県掛川市)【国営かんがい排水事業 大井川用水地区】

地域の水田を集積して効率的な土地利用型農業を展開するとともに、新たに施設トマトを導入し収益性の高い経営を確立している。また、作業受託も積極的に行い、耕畜連携や地産地消にも取り組むなど、地域農業の発展に貢献されました。



6 食料産業クラスターの形成に向けた取組

国産農産物の利用を促進し食料自給率の向上と食料の安定供給を図るうえで、地域の農業及び食品関連産業にかかわる産学官がネットワークを構築し、一体となって地域内にある食材、人材、技術等の資源を効率的に結び付け新事業・新商品を創出する、食料産業クラスターの形成がより重要となっています。

そこで、関東農政局では、このクラスターの形成を促進する、「関東食料産業・先端技術クラスター連絡協議会」（略称：連絡協議会）を平成17年6月に設け、関係者の取組に資する活動を展開しています（本文P.277参照）。

《協議会の主な活動概要》

【『食料産業クラスター交流会』の開催】

期日：平成18年10月27日（金）

場所：宇都宮東武ホテルグランデ〔栃木県・宇都宮市〕

内容：関東地域の「食」と「農」の連携の取組に関する基調報告・事例発表や意見交換等を実施

〈参加者数：45名〉

【『食料産業クラスターシンポジウム・展示会』の開催】

期日：平成18年10月28日（土）～29日（日）

場所：マロニエプラザ〔栃木県立宇都宮産業展示館〕1階「展示ホール」

内容：○有識者2名による講演会を開催（28日）〈参加者数：80名〉

○関東地域での食料産業クラスターの取組を、新商品の展示、パネル、パンフレット等で紹介（28日～29日）〈来場者数：延べ1,500人〉



【『フード・テクノフェアinつくば2006』の開催】

期日：平成18年11月2日（木）

場所：エポカルつくば〔つくば国際会議場〕

内容：○食料産業クラスター形成促進技術フェアを開催し、大学、試験研究機関の技術成果などをパネル等で紹介〈来場者数：500名〉

○シンポジウムの開催 3名のパネラーによる食品の技術開発等の発表を行うとともに、食料産業クラスターの推進状況、今後の方向性等についてパネルディスカッションを実施

〈参加者数：150名〉

《※ 同時開催：食品総合研究所主催「研究成果展示会」及び「第24回公開講演会」》



【『知的財産の利活用と地域産品ブランド化セミナー2007』の開催】

期日：平成19年2月19日（月）

場所：石垣記念ホール〔東京都・港区〕

内容：新たな生産・製造技術等の導入とブランド化を進めるため、特許の利用促進や地域団体商標制度の利活用などについて有識者4名による講演会を開催〈参加者数：120名〉

7 田んぼみらいフォーラムの開催 【都市の温暖化を緩和する水田の働き】

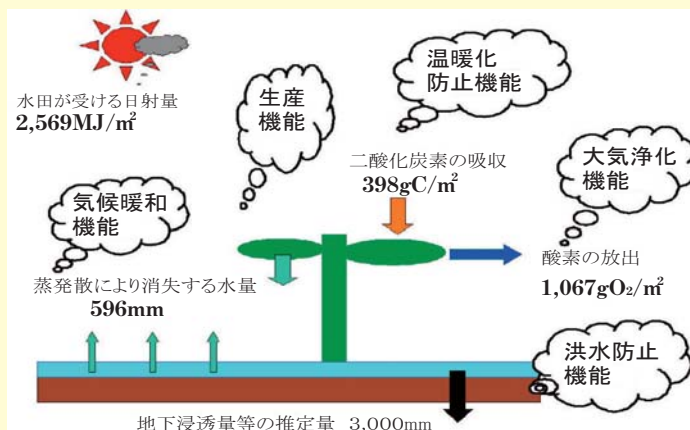
関東農政局では、平成18年11月30日(木)、さいたま市大宮区において、都市の温暖化を緩和する水田の働きをテーマに「田んぼみらいフォーラム」を開催しました。当日は、会場の大宮ソニックシティに関東在中の一般市民や農業関係者を中心に約480名の参加があり、私たちの暮らしと深くかかわっている水田の働きについて熱心に耳を傾けていました。

筑波大学大学院生命環境科学研究科の木村富士男教授による「気候緩和のための都市と農村の共存」と題する基調講演では、「農地と都市を適切に配置することで、都市の温暖化を大きく緩和することができる。都市と農村の調和は、都市住民にとって非常に高い価値があると考えられる。」との話がありました。



木村教授による基調講演

事例紹介では、中央農業総合研究センターの井上君夫専門員から「農業生産活動と多面的機能」について紹介いただき、また、関東農政局農村計画部資源課から「春日部周辺の気候を緩和する効果」について紹介しました。



水田のもつ多面的機能



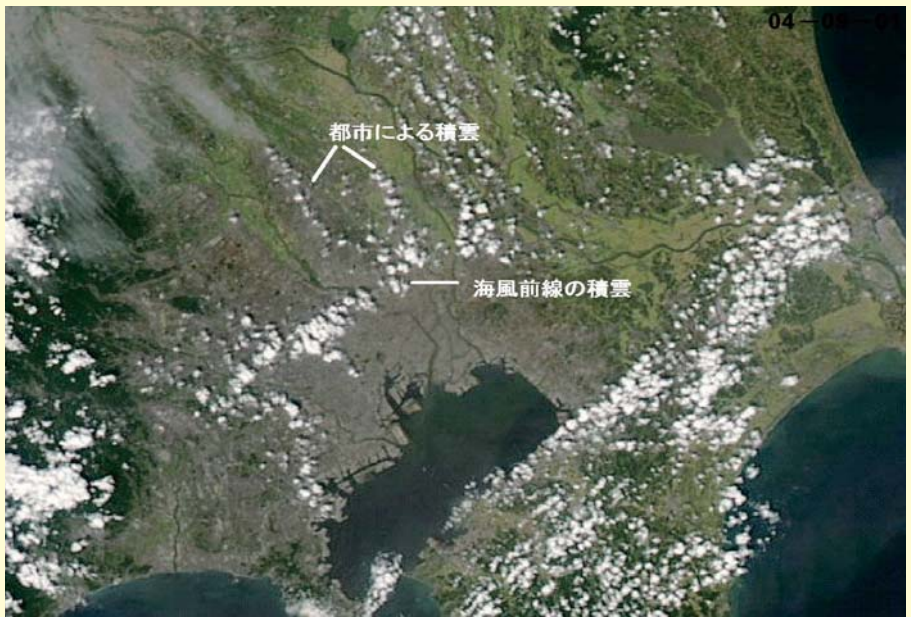
パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、埼玉新聞社の野口晴久編集委員室長にコーディネーターを務めていただき木村教授、井上専門員に加えテレビでも活躍されている気象予報士の河合薫さんやNPO法人「オリザネット」の古谷愛子事務局長、NPO法人「水のフォーラム」の藤原梯子理事長により田んぼのもつ可能性と都市住民のかかわりなどについて語り合っていました。



気象予報士の河合薫 氏

木村氏は、「東京湾による気候緩和の影響が少ない埼玉県は、水田が唯一温暖化を緩和する機能をもつ。宅地化が進むととんでもなく暑くなる」と警告、古谷氏は、「田んぼは生きた教材。米は輸入できても美しい風景はできない。都市こそ田んぼを守るべき」と話されました。藤原氏は、「水田のもつダム機能やいやしの効果」について強調されました。



上記写真は、2003年8月に撮影された関東付近の衛星写真で、高崎線や東武伊勢崎線に沿った都市の上空には、郊外緑地との気温差が上昇気流を生じさせ、積雲の列ができています。

井上氏は、「田んぼの近くは夏でも涼しいという感覚を科学的に証明する基準作りの必要性」を話され、また、河合氏は、「農作業は一人ではできない、誰かに頼ることもあるし、水田が人と人との結び付きを強めることができる。田んぼを大切に思う心がイベントではなく、日常になったときに大きな力を発揮する」と話されました。



越谷市立平方小学校5年生が取りまとめた
“役立つ田んぼ” のパネル

アトラクションでは、春日部市の西金野井獅子舞保存会により「西金野井の獅子舞」が披露され、フォーラムと併行して、会場前では、「農」や「田んぼの活動」にかかわるパネル展示も行い参加者の関心を集めていました。

参加者からは、「水田に様々な働きがあることなど考えたこともなかった。」「水田が周辺都市部の気温上昇を緩和するのに役立っていることがよくわかった。」「とても勉強

強になったと同時に日本の農業・農村の底力をみせられた気がした。」などの感想をいただきました。

今回のフォーラムを機会に、都市の温暖化を緩和する働きをはじめとする水田のもつ多くの機能について理解を深め、水田をどのように保全していくのかを市民の皆様にも考えていただきますよう期待しています(本文P. 287参照)。



フォーラムの参加者

